

# 狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例

平成28年10月12日

条例第24号

## (目的)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

## (理念)

第3条 狛江市における介護予防・日常生活支援総合事業は、法及び狛江市福祉基本条例（平成6年条例第13号）並びにこの条例の定めるところにより、老後の大きな不安要因である介護を社会全体で支えることを基本に、市と市民、事業者の連携及び地域等の支えあいにより介護の担い手を増やし、持続可能なサービスの充実を図るとともに、個人の努力により、援護を必要とする市民の尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい生活ができるよう運営されるものとする。

2 全て市民は、その家族の有無、介護を必要とする状態の程度その他の社会的、経済的、身体的又は精神的状態にかかわらず、その尊厳にふさわしい自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する権利（利用するサービスの内容について十分な説明を受けた上で、利用しようとするサービスを自ら選択し、決定する権利を含む。）を有するものとする。

3 全て市民は、社会を構成する一員として、介護を必要とする状態の程度その他の社会的、経済的、身体的又は精神的状態にかかわらず、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるものとする。

4 全て市民は、住民自治の本旨に基づき、市の介護予防・日常生活支援総合事業に関する施策の策定、実施の全般に関して参画し意見を述べる機会が保障されるものとする。

## (市の責務)

第4条 市は、介護が必要となっても、生涯にわたり人権が尊重され安心して豊かな老後を迎えることのできる福祉のまちを目指すものとする。

2 市は、介護予防・日常生活支援総合事業の運営に当たり、被保険者の権利の保障のもとに介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが利用者自らの意思と選択に基づいて行われるよう、市民に対し積極的な情報の提供と制度を十分に理解するための説明及び応答の責任を果たすものとする。

3 市は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供事業者及びサービスの提供に従事する者（以下「事業者等」という。）の創意工夫を尊重すると

ともに介護予防・日常生活支援総合事業サービスを利用する者（以下「事業利用者」という。）を保護する観点から、事業者等に対し適切な指導助言を行うものとする。

- 4 市は、必要な介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供が図られるよう基盤整備に努めるものとする。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、サービス内容等について十分な説明を行い、当該事業利用者自らの意思と同意及び人格を尊重しなければならない。

- 2 事業者等は、市の実施する介護に関する施策に積極的に協力し、事業利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

- 3 事業者等は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供に際して生じた事故及び事業利用者からの苦情に対しては、これを誠実に処理するとともに、自らサービスについて評価を行い、サービスの質の維持、向上に努めなければならない。

- 4 事業者等は、業務に関して知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、この制度の理念である共同連帯、自己決定、自己選択及び市民参加を十分に理解並びに把握し、尊重するものとする。

- 2 市民は、日ごろから要介護状態等への予防、健康増進、残存能力の維持及び向上に努めるものとする。

- 3 被保険者は、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を公平に負担するものとする。

（個人情報保護）

第7条 市長は、事業利用者に関する情報について、当該事業利用者又は当該事業利用者を代理する者からの請求があったときは、当該情報を開示するものとする。

- 2 市長は、当該事業利用者の同意を得なければ当該事業利用者に関する情報を事業者等に提示することはできない。

（事業内容）

第8条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号事業及び法第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業として市長が別に定める事業を行うものとする。

（事業対象者）

第9条 第1号事業の利用の対象となる者（以下「第1号事業利用対象者」という。）は、居宅要支援被保険者等とする。

（利用料）

第10条 第1号事業を利用した第1号事業利用対象者（以下「第1号事業利用者」という。）は、市長が別に定めるところにより算定する額の100分の10に相当する額を利用料として市長に支払わなければならない。

- 2 第1号被保険者であって、第1号事業を利用した日の属する年の前年（当該

第1号事業を利用した日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が160万円以上である者が受ける第1号事業の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。ただし、当該第1号事業利用者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、この限りでない。

(1) 当該第1号事業利用者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該第1号事業のあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあつては、280万円）に満たない場合

(2) 当該第1号事業利用者が当該第1号事業のあった日の属する年度（当該第1号事業のあった日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されていない者又は狛江市税条例（平成3年条例第5号）で定めるところにより市民税を免除された者である場合

(3) 当該第1号事業利用者が第1号事業のあった日において被保護者である場合

（利用料の減免）

第11条 市長は、前条の規定により、第1号事業利用者に特別の理由があると認めるときは、その者の申請により利用料を減免することができる。

（利用料の不還付）

第12条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定事業者による事業の実施）

第13条 市長は、第1号事業利用者が市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により行われる第1号事業を利用した場合において、当該第1号事業利用者に対し、当該第1号事業に要した費用について事業支給費を支給をすることにより、第1号事業を実施することができる。

2 前項に規定する事業支給費の額は、第1号事業に要する費用の額を勘案して、市長が別に定めるところにより算定する額の100分の90に相当する額とする。

3 第10条第2項柱書に規定する者が受けられる第1号事業に係る支給について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。ただし、その者が第10条第2項各号に該当するときは、この限りでない。

- 4 市長は、指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業を利用したときは、当該第1号事業利用者が当該指定事業者に支払うべき第1号事業に要した費用について、事業支給費として当該第1号事業利用者に対し支給すべき額の限度において、当該第1号事業利用者に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、第1号事業利用者に対し事業支給費の支給があったものとみなす。
- 6 市長は、指定事業者から事業支給費の請求があったときは、市長が別に定める基準に照らして審査した上、支払うものとする。

(指定事業者の指定)

第14条 前条第1項に規定する指定(以下「指定事業者の指定」という。)は、市長が別に定めるところにより、第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る第1号事業を行う事業所ごとに行う。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、前項の規定により申請をした者が市長が別に定める基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定を行わないものとする。

(指定事業者の指定の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定事業者が前条第2項の市長が別に定める基準に従って第1号事業を行うことができなくなった場合
- (2) 事業支給費の請求に関し、不正があった場合
- (3) 指定事業者が不正の手段により指定事業者の指定を受けた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定事業者が地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした場合

(指導)

第16条 市長は、第1号事業の実施に関して必要があると認めるときは、当該第1号事業利用者若しくは事業者等又は当該第1号事業を行う事業所の従業者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該者に質問若しくは照会をさせることができる。

(準用)

第17条 狛江市指定介護予防支援等に関する条例(平成26年条例第24号)第5章の規定は、第1号事業について準用する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第10条から第13条までの規定は、この条例の施行の日以後に利用する事業に係る利用料及び事業支給費について適用する。

